

太陽 ASG

エグゼクティブ・ニュース

テーマ：司法制度改革の現状と課題 — 改革の 10 年と今後への展望

執筆者：佐藤総合法律事務所 弁護士 佐藤貴夫氏

要 旨 （以下の要旨は 90 秒でお読みいただけます。）

今年 5 月に、いよいよ裁判員制度がスタートします。裁判員制度は、従来ともすれば費用がかさんで弁護士を気軽に利用することが出来ないと、裁判所は国寄りのスタンスで敷居が高い、などの声が聞かれた司法制度を国民の立場から見直し、社会経済の構造変革の中で、自由かつ公正な社会実現の基礎となる司法制度の充実強化を目指して、導入されたものです（「司法制度改革推進計画」閣議決定＜平成 14 年 3 月＞）。

この国民の期待に応える司法制度の構築としては、主に、①民事司法制度の改革（司法の利用相談窓口の充実＜法テラス開設＞、行政に対するチェック機能の強化等）や、②刑事司法制度の充実（被疑者に対する公的弁護制度の導入等）がありますが、特に、③国民全体にわたる司法基盤の充実に向けて、裁判員制度が創設された訳です。その一方で、このような司法制度の拡充を裏付けるべく、④人的基盤の整備が求められ、新しい法曹養成制度として法科大学院制度と新司法試験が導入されることになりました。

今回は、佐藤総合法律事務所弁護士で慶應義塾大学法務研究科（法科大学院）非常勤講師を務められる佐藤貴夫氏に、こうした変革の中にある司法制度改革の現状と課題を解説していただきます。同氏は、先ず裁判員制度の概要を説明された後に、そもそも裁判の過程に一般国民が参加する慣習のない日本でこの制度が根付くのか疑問とする見方がある一方で、司法が国民にとって身近で常識にかなったものに発展する好機と期待されています。

また、最近よく話題になる法科大学院の実情について現職の大学院講師としての経験を踏まえ、①全国 74 校ある法科大学院のカリキュラムはマチマチであり、以前の司法研修所に比べ教員や授業内容面での問題が見受けられること、②法曹の大幅増員と多様性の確保の目的から従来比数倍の試験合格者（2 千数百名）が生まれるようになったが、その反面「はずれ」司法修習生が紛れ込んできたこと、更には、③弁護士数の増員でも報酬の低廉化や事案処理のスピードアップには必ずしもつながらず、他方でアメリカの様な訴訟社会にも直ぐには移行するまい、と論じています。司法修習生の就職が困難となったこと等も司法制度改革の問題点として指摘されておりますが、これまでの旧態依然とした法曹界のままで良い筈は無く、司法が国民にとって利便性の高い分野になることが求められます。



「太陽 ASG エグゼクティブ・ニュース」バックナンバーはこちらから⇒<http://www.gtjapan.com/library/newsletter/>
本ニュースレターに関するご意見・ご要望をお待ちしております。Tel: 03-5770-8916 e-mail: t-asgMC@gtjapan.com
太陽 ASG グループ マーケティングコミュニケーションズ 担当 藤澤清江

司法制度改革の現状と課題 ― 改革の 10 年と今後への展望

佐藤総合法律事務所 弁護士
佐藤 貴夫

1. 司法制度改革

この 10 年弱の間に、各方面で様々な改革が行われましたが、司法の世界でも、重要な法律や制度の改正が行われました。そのうち広く知られているものの一つが法科大学院制度の導入ですが、裁判員裁判も、いよいよ施行が間近に迫り、先日、第 1 回目の候補者名簿記載通知書が送付されました。

司法に関しては、裁判員制度や法科大学院の他にも様々な改正が行われ、法律の専門家以外の国民が裁判に参加する制度としては、労働審判、医療観察法による審判、家庭裁判所の参与員などの制度が導入されました。また、ビジネスの世界に直結する重要な改正としては、会社法の全面改正や知的財産高等裁判所の設置などが挙げられます。ことに会社法の改正については、同時期に改正された金融商品取引法とともに、多くの企業が定款や各種の規定、組織の変更を迫られたのではないのでしょうか。

2. 裁判員制度

(裁判員制度の概要)

裁判員制度は、判決に一般の国民の視点を活かす試みで、くじで選ばれた裁判員が、裁判官とともに有罪無罪や量刑の決定に参画する制度です。この制度の下では、単に裁判に国民が参加するに留まらず、判決までの日数が大幅に短縮されたり、難解な法律用語が分かりやすい日常語に改められたりするなど、関連して刑事裁判の実務にも、大きな影響があります。

当制度は、平成 16 年 5 月に制定された「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」（裁判員法）に基づき、今年の 5 月 21 日（木）から開始されます。すでに、昨年 11 月には、第 1 回の裁判員候補者名簿に登録された裁判員候補者に対し、名簿登録を告知する通知が送付されています。この制度は、一般の国民が裁判官とともに刑事手続に関与することが、司法に対する国民の理解の増進とその信頼の向上に資するものであることから、国民の健全な社会常識を刑事裁判に反映させるためのものとされます。

(制度の対象となる事件)

裁判員制度の対象となる事件は、法律の定める刑の最高が、死刑、無期懲役等の重大な犯罪で、具体的には、殺人、現住建造物放火、強盗殺人、身代金目的誘拐、通貨偽造、危険運転致死（酒酔運転や信号無視により人を死亡させた場合など）等がこれに当たります。また、裁判員制度は、第一審（地方裁判所）において実施され、高等裁判所や最高裁判所においては、従来どおり、裁判官のみが裁判を行います。

一つの事件における裁判員は 6 名とされ、裁判員と 3 名の裁判官が合議により、審理・判断を行います。裁判員の選任は、前述のとおりくじで行うものとされますから、有権者名簿に登録された人であれば、誰にでも当たる可能性があります。ただし、裁判官、検察官、弁護士を始め、国会議員、国務大臣など裁判員になることができないとされる職業、地位に関する欠格事由があります。逮捕・勾留されている者なども裁判員になることができません。また、70 歳以上の者などは裁判員となることを辞退することができます。

刑事裁判は、事実の認定、法律の適用、量刑の決定の 3 つの要素から成りますが、裁判員はその全てに関与します。したがって、裁判員は法廷での審理に立ち会い、被告人や証人に対する尋問を自ら行うこともできます。当然のことながら、捜査機関が収集し

た証拠の閲覧もしなければなりません。殺人事件など人が死亡した事件では、遺体の解剖写真なども証拠として提出されることがありますから、裁判員に選任されると、意外に日常生活では経験することのない証拠を見たり、事情を聞いたりすることもあるかもしれません。

裁判員は、裁判官とともに評議を行い、結論を出します。結論が一致しないときは、多数決によることとなりますが、被告人を有罪とするときは、裁判員、裁判官の双方から最低でも 1 名が賛成している必要があります。また、量刑の決定においても、裁判員と裁判官のいずれもが 1 名以上含まれた意見が過半数となる必要があります。裁判員は 6 名であるのに対し、裁判官は 3 名ですから、単純に一人 1 票ではなく、裁判官全員が一致していれば、裁判員全員の意見が一致していても、結論が異なる可能性があるのです。

なお、裁判員には、罰則付きで守秘義務が課せられており、この点が裁判員制度に対する批判的な論者から非難が加えられたことはご記憶のとおりか、と思います。

（制度に対する賛否）

裁判員制度に対する賛否は別れており、現状では、国民の間では裁判員になりたくないという人が多いようです。また、現職の裁判官の中にも批判的な人は少なくありません。興味深いところでは、私が担当した刑事事件の被告人の中でも、裁判員には裁かれたくないという人が複数いました。日本では、歴史的に裁判の審理や判断に一般の国民が参加する慣習がありませんでした。こうした背景からか、苦勞して制度を導入しても、結局、根付かないままにやがて裁判員の関与を大幅に制限する改正がなされたり、いっそ制度が廃止されるということになるかも知れません。しかし、他方で、裁判に対しては、かねがね国民の常識に適っていない判決があるとも批判されてきました。また、裁判官、検察官、弁護士という司法の関係者のみが理解できる言葉や様式で裁判を行い、国民を遠ざけてきたという面も否定できないようにも思われます。例えば、裁判員裁判の模擬裁判では、それまで、司法関係者の間では当然に被告人に有利な情状であると考えられてきた、前科がない、被告人が若い、反省している、二度と犯罪を犯さないと誓約しているといった事情につき、裁判員役の一般の人からは、「どうしてこれが有利な情状になるのですか。前科がないと言いますが、当たり前ではないですか」といった感想が述べられ、裁判官も弁護士も考え込んでしまったという事例が報告されています。また、検察官が、「遺族の被害感情は峻烈である」との論告を行ったものの、裁判員は冷静に判断を下したとの事例も聞かれます。

近時、裁判の傍聴をする人も増えており、国民の裁判に対する関心は決して低い訳ではありません。こうした国民の常識が裁判に反映され、司法がより国民にとって身近なものになり、常識に適ったものに発展する好機となることが期待されます。

3. 法科大学院制度の開始（法科大学院と司法試験、司法修習の関係）

司法改革の中で、司法の主たる担い手である裁判官、検察官、弁護士の登用の制度についても、重要な改正がなされました。それが、法科大学院の発足と司法試験、司法修習制度の改正です。

これまで、法曹と呼ばれる裁判官などの法律実務家になるためには、司法試験に合格し、1 年半の司法修習（平成 9 年の司法試験の合格者までは 2 年間）を終えるものとされてきました。この制度は、戦後、ほぼ一貫して継続され、平成 20 年の司法試験（これを、現在では現行試験と呼んでいます）の合格者まで、62 期を数えています。

他方、新しい司法試験（これを、新試験と呼んでいます）は、平成 18 年に、現行試験と並存して第 1 回の試験が行われ、平成 20 年は 3 回目の合格発表が行われました（ただし、司法修習の期は、従来のものを引き継ぎ同じく 62 期とされます）。新司法

試験は、例外である予備試験を合格した者を除けば、法科大学院の 2 年または 3 年の課程を修了することが受験資格とされます。

・「既習枠」と「未習枠」

法科大学院は、原則として、学部を卒業した後に入学することになり、就学期間は、法学既習者は 2 年、未習者は 3 年とされます。法学「既習」といっても、法学部を卒業していれば「既習」とされるのではなく、入学時に行われる選抜試験により、振分けがなされます。したがって、現行試験からの移行期にあたる現状では、既習者の中には、現行試験の受験経験のある者も多く、単に学部の単位を修めただけでは、既習の選抜試験には合格できないとも言われています。法科大学院が、このように法学未習者のコースを設けているのは、多様な人材を法曹界に呼び入れるためです。法科大学院の学生の中には、官庁や企業に勤務した経験のある者も多く、その他、弁理士や税理士、司法書士などの隣接業種や、医師、建築士などの専門職の有資格者も少なくありません。

法科大学院は、アメリカのロースクールの制度を参考にしています。アメリカでは、学部段階では法律学の課程はありませんから、全員が未習者ということになりますが、この点で、日本の場合、法学部と法科大学院の関係が、うまく整理されていない嫌いがあります。

既習、未習の振分けは、まさに法律学の試験を課して行われますが、法律学の実務教育を行うものとされる法科大学院の入学試験に法律学の試験がないこと（未習の場合）自体、奇妙な感じもします。この辺りは全員が未習者のアメリカに倣ったという所でしょうか。

・法科大学院での教育内容

法科大学院は、現在全国に 74 校が設置されています。法科大学院では、憲法、民法、刑法、会社法（商法）、訴訟法等の主要な法律の基礎理論と、知的財産法、租税法、倒産法、経済法、環境法など、従来の法曹実務家採用の過程では手薄となりがちであった科目の授業や、模擬裁判、訴訟実務、リーガルクリニックなどの応用科目の授業や実習が行われます。こうした応用科目は、従来であれば、司法試験に合格した後、司法研修所の教育の中で行われていましたが、より高度で総合的な法学教育を行うという法科大学院の目的から、法科大学院の授業に取り入れられているものです。

このような法科大学院の多様で応用力の涵養にも意を砕いたカリキュラムの結果、従来は 1 年半であった司法修習の期間は、新司法試験の合格者については 1 年間に短縮され、現行司法試験の合格者については、修習開始から 3 か月間程度司法研修所が行っていた基礎的な実務教育も廃止されました。また、現場での実地教育も、期間を短縮して行われることになりました。

（新司法試験の概要）

新司法試験は、例年 5 月に実施され、短答式と論文式からなり、予備試験合格を除けば法科大学院の課程を修了したことが受験資格となります。試験は、年 1 回、最大 3 回まで受験することができます。かつての司法試験では受験回数に制限がなく、苦節 10 年という合格者も珍しくありませんでしたが（ただし、実際には、半数以上の合格者が 3 年から 5 年程度で合格していました）、これを反省し、受験回数に制限を加えたものです。このため、合格の自信のない受験生の中には受験を見合わせる者もあり、すでに 3 回の不合格（法科大学院修了前の現行司法試験の受験は、回数にカウントされるため、すでに制限回数に達してしまった受験生もいます。3 回不合格となることを、受験生の

間では、「三振」などと呼んでいるようです）を経て、法科大学院に再入学した者もあるということです。

合格発表は 9 月に行われ、平成 20 年度の合格者数は 2,065 人、合格率は 33 パーセントでした。平成の初めころまで長らく司法試験の合格者は 500 人前後、合格率は 2 パーセント程度といわれていましたから、一見すると、大幅に合格者数のみならず、合格率も高められたようにも見えます。しかし、旧司法試験には受験回数に制限はなく、事実上、受験資格にも制限はありませんでしたから、法学部の 4 年生が記念に受験する例もあり、一概には比較できませんが、旧試験では、短答式試験に合格し、足切りを通過した者のみが受験する論文式試験の合格率が 10 パーセント程度でしたので、新試験になり、合格し易くなったと言えることは間違いのないように思われます。

ただし、司法試験改革の論議では、合格者の高齢化が問題視されていましたが、新試験の合格者の平均年齢は約 29 歳で、旧試験時代と変わる所はありません。

（司法修習制度）

司法試験に合格すると、11 月からすぐに修習が始まります。これも、従来は、翌年の 4 月に開始されていまして、半年間は、後輩の指導やアルバイトをしながら充電期間を過ごす者も多く、中には世界中を漫遊する者もいました。しかし、現在では、そのような余裕もなく、司法修習生は、合格後、慌しく全国の修習地に赴任していきいます。

修習地では、裁判所、検察庁、法律事務所に配属され、事実認定や手続に関する研鑽、書面の作成等をオンザジョブ・トレーニング方式で学んでいきます。そして、1 年間の修習の最後に、2 か月弱の司法研修所での書面の作成とその講評方式の研修を受け、通称二回試験と呼ばれる司法修習生考試（裁判所法に基づく卒業試験です）を受験し、法曹資格を手にするようになります。この二回試験の合格率は、90 パーセント代半ばとされており、近時、法律家の質の問題が話題になっていますが、じりじりと不合格者が増えてきています（ちなみに筆者が司法研修所を卒業したときは、全員合格でした）。



（法科大学院制度における課題）

・司法修習生の質の低下

こうした新しい制度のもとで、今年も現行試験合格者組を合わせて 2,500 名程度の新法曹がデビューします。法曹の大幅増員と多様性の確保という目的のもとにスタートした法科大学院と新司法試験ですが、早くも様々な問題が指摘されています。

もっとも議論されているのが、「質」の問題でしょう。法律家の質の低下が懸念されることは、メディアや遂には法務大臣までも発言をするまでに至りました。最高裁も、二回試験の不合格者が続出していることについて、「考試の問題は法科大学院において習得した学識及び実務の基礎的素養等を前提に、実務修習を中心とする新司法修習の課程をごく普通にこなしていた司法修習生にとっては、容易に合格レベルの答案を作成できるものであった」とし、珍回答を発表するなどしています（最高裁判所事務総局「新第 60 期司法修習生考試における不可答案の概要」平成 20 年 7 月 15 日）。

最高裁の報告書によれば、

○2 年間で飼育猫を預かる契約の内容には、「猫を生存させたまま返還するまでの債務は含まれない。」との独自の考えに基づき、「猫を死亡させても返還債務の履行不能にはならない。」と論じたもの、

○「実兄が弟に対して保証することはあまりない。」などと、独断的な経験則を平然と記載したもの、

○放火犯の刑事弁護人の立場を踏まえた柔軟な思考ができずに、被告人が一貫して犯行を否認し、詳しいアリバイを主張しているのに、被告人の主張を無視し、アリバイに関する主張を全くしないもの（更には被告人のアリバイ供述は信用できないとして、依頼者である被告人の利益に反する弁論をしたもの）、

などの例が報告されています。

司法修習生のレベルが昔も高かったかといえば、それは私自身あまり自信はありませんが、しかし、このような「とんでも答案」は、さすがに見聞きした覚えはありません。

司法試験の合格者を 5 倍 6 倍に増やす以上、かような「はずれ」が紛れ込む可能性が増えることは、やはり否定できないように思われます。上位の司法修習生については、優秀な者も珍しくないようですが、せめて、最高裁が二回試験を厳格に実施し、こうした「はずれ」司法修習生が網の目をすり抜けてこないことを祈るばかりです。

・教える側の問題

むしろ、法科大学院制度の課題は、いかに適切な授業を施すかであり、学生には、基礎理論を徹底的に習得させるとともに、裁判所や検察庁、弁護士会とも連携して、合格後 1 年間という短い修習期間でも十分な成果を上げられるよう、応用科目の授業の質を高めていくことが必要です。筆者が卒業した頃の司法研修所は、全部で 10 組あるクラスにそれぞれ 5 名（民事裁判、刑事裁判、検察、民事弁護、刑事弁護）の専任の教官が配置され、各科目ごとに 10 名の優秀な現役実務家教官が、教材、授業、演習問題、課題の採点基準などにつき、各クラス間で内容や質にばらつきが生じないように合議を尽くし、同じ時間に全クラス一斉に同じ内容の授業を実施していました。司法研修所は、おそらく、日本で一番、懇切丁寧で事前準備が尽された学校だったのではないかと、思われます。現在の法科大学院では、教員の選任は十分に吟味して行われているのか、教材や授業内容について教員間で議論が尽くされているのか、教員の待遇は授業の準備に手間暇をかけるに足りる程度のものかなど、問われるべきは、実は法科大学院や教員の質の問題なのかも知れません。

・実務教育重視の理念と試験重視の現実との乖離

新司法試験の合格率は、前述のように 30 パーセント強ですが、今後更に下がるとも言われています。こうした環境下では、学生はどうしても試験に出る知識を求めがちです。そのような状況において、果たして、適切な実務教育が本当に可能なのか（筆者が担当している実務系科目のクラスでは、毎年初回に何をやりたいかを学生に問うことを恒例にしていますが、学生たちは、苦笑いしながら「試験に出そうな問題の演習」と言います）、そもそもの制度設計が妥当なものであるのか、も検討されなければなりません。



法科大学院の入学試験に法律の問題が全く出題されなくても良いものか（未習の場合：多様な人材を求めるのだとしても、法科大学院で直ちに実のある授業を行うためには、学生には入学時に主要な法律科目の基礎的な知識を習得していることを要求すべきと考えます）など、法科大学院の適切な運営のためには、まだ改善の余地があるように思われます。

（弁護士数増員による実務への影響）

・弁護士費用、事案処理の速度等に変化があるか

法科大学院や司法修習生を巡る問題としては、弁護士の大量増員により、弁護士報酬が低廉になり、解決までの時間が早まることが期待される半面、強いて無理な訴訟を提

起したり、反社会的勢力のために働く弁護士が現れたりする懸念があると言われていす。しかし、筆者の感想を申し上げれば、弁護士を大量増員しても、全ての分野で報酬の低廉化が起こるとは思われませんし、事件処理のスピードが上がるとも思われません。

先端的な企業法務の分野における費用の低廉化は、弁護士の増員よりも技術の陳腐化（最初の一部の弁護士しか扱えなかったものが、最後は、弁護士に依頼しなくてもできるようになる）如何なのではないでしょうか。他方、企業からの依頼は、日々スピードアップを要求されます。例えば、M&Aにおいて、即時に多数の弁護士を投入してデューディリジェンスに着手すれば、それだけ早く案件を仕上げることができます。しかし、そのためには、法律事務所は、日頃から常に多めの弁護士を確保しておく必要があり、その結果、報酬はむしろ上昇する可能性もあるものと思われます。

これに対し、離婚や相続など個人が依頼者となる事件では、企業間の契約のように、前向きに合意を形成していくことが先ずは難しい傾向があります。こうした事件でのスピードアップは果たして可能なのでしょうか。弁護士の人数が多いことと事件処理のスピードとの間にはあまり相関関係はないようにも思われます。

他方で、無理な訴訟を提起する当事者がそんなに出てくるものか、とも思われます。弁護士資格を有する人数が増える訳ですから、反社会的勢力と提携する弁護士が登場する可能性はそれなりにありそうですし、アメリカのように成功報酬型に特化し、集団訴訟や大型訴訟を引き受ける弁護士も出てくる可能性も否定できません。しかし、裁判で高額な賠償金を容易に認めることについては、日本の裁判所は、いま暫くは慎重であるものと思われます。この辺りは、最近登録した若い弁護士の諸君と話をしても意外に慎重であり、昨今の刑事裁判の重罰化のようには、すぐには事態は動かないように思われます。

・司法修習生の就職難

司法修習生の就職が困難を極めているということも、司法改革の問題点として指摘されています。いきなり新規登録者を何倍にも引き上げるのですから、弁護士となる資格を得ても、実際に弁護士として働けない人もこれから出てくることでしょう。特に、人気の企業法務の分野を目指す司法修習生にとっては、問題は深刻なのではないでしょうか。有名大学卒の若年合格者を大量に採用する大手法律事務所の枠に漏れると、あとは、会社法や金融関係法を駆使した企業法務を手掛けている法律事務所の数は意外に少なく（東京、大阪で 20 から 30 前後）、これらが 1 名からせいぜい数名を募集しているのが実情です。ある司法修習生は、「1 名の募集のところに 100 名が押し掛けているような状態です」とも述べており、金融機関で先端的部門に在籍した経験やコンサルタントとしての実績、外国語が堪能である、といったセールスポイントがない司法修習生が企業法務系の法律事務所に就職することは、厳しい状況のようです。

多様な人材を集めるという目的が活かされることは、法科大学院の成功のために極めて重要なこととなる筈ですが、司法試験に合格した後のことまでを見通して法科大学院に進学してくる人は意外に少なく、また、採用する側にとっても、適性を見極め、可能性を発掘するような採用活動が可能なのか、まだまだ問題も多いように思われます。

4. おわりに

もとより、裁判所や弁護士が自分の理屈ばかり述べて旧態依然のままで良い筈はありません。これからも倦まず弛まず改革は続けられて行かなければなりません。しかし、改革は地に足の着いたものでなければならぬと思います。そのような改革が成し遂げられ、司法がより国民にとって利便性の高い分野となることを切に願わずにはいられません。



以 上

執筆者紹介

佐藤 貴夫（さとう たかお）1963 年(昭和 38 年)8 月 5 日生まれ

<学 歴>

1988 年 3 月 慶應義塾大学法学部卒業

<職 歴>

1993 年 4 月 司法修習生（第 47 期）
1995 年 3 月 司法修習終了
同 上 弁護士登録（第二東京弁護士会）
同 上 土屋東一法律事務所入所
2001 年 4 月 佐藤貴夫法律事務所（現佐藤総合法律事務所）開設
2004 年 4 月 原子力発電環境整備機構情報公開審査委員
2006 年 4 月 慶應義塾大学大学院法務研究科非常勤講師
2008 年 4 月 東京簡易裁判所民事調停委員

<現在に至る>